

平成28年度から「キャリアアップ助成金」が変わります

「キャリアアップ助成金」の一部の助成が終了する予定です

「キャリアアップ助成金」は、下記の通り**平成27年度限りで一部の助成を終了**する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

※ **平成28年3月31日までに**正規雇用労働者の短時間正社員への転換等を行った場合、生活習慣病予防検診制度を規定した場合（4人以上への実施はキャリアアップ計画期間中でよい）は、助成対象となります。

正規雇用労働者の短時間正社員への 転換等への助成の廃止【多様な正社員コース】

- **正規雇用労働者の短時間正社員への転換又は短時間正社員の新規雇入れを実施した場合の助成を廃止します。**

※ 有期契約労働者等の短時間正社員への転換については、引き続き助成対象となります。

生活習慣病予防検診への助成の廃止【健康管理コース】

- **「生活習慣病予防検診」（人間ドックに掲げる項目のいずれかについて、医師または歯科医師により行う健康診断）の制度を就業規則等に新たに規定し、かつ、延べ4人以上に実施した場合の助成を廃止します。**

※ 「雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック」については、引き続き助成対象となります。

（全コース）「キャリアアップ助成金」の支給要件の一部が変更になる予定です

「キャリアアップ助成金」は、**平成28年4月1日から、下記の通り支給要件の一部を変更**する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

- 「キャリアアップ計画」の提出について、取組実施の前日から起算して**1ヶ月前までの提出が必須**となります。（※1）
- 「キャリアアップ計画変更届」を提出する際に、認定を受けた「キャリアアップ計画」の写しの添付が必要となります。（※1）
- **事業主等の三親等以内の方に対して行った取組については助成対象外**となります。（※2）

※1 平成28年4月1日以降、キャリアアップ計画等を提出する場合に適用されます。

※2 平成28年4月1日以降、取組を実施する場合に適用されます。

正規雇用等転換コース・多様な正社員コース（平成28年度より正社員化コースとして統合）の要件が変更となる予定です

- 申請を行う事業主が、**資本的、経済的、組織的関連性等から密接な関係にある事業主に正規雇用労働者等として雇用されていた方を有期契約労働者等として新たに雇い入れて正規雇用等への転換等を行った場合、その方については助成対象外**となります。（※3）

※3 平成28年4月1日以降、対象労働者を転換等する場合に適用されます。



人材育成コースの要件が変更となる予定です

人材育成コースの要件が**平成28年4月1日から変更**となる予定です。

今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。主な変更点は以下のとおりです。

要件の変更、申請様式の改正【人材育成コース】

- 「**訓練計画届**」の提出について、**訓練開始日の前日から起算して1か月前までの提出が必須**になります。
- **所定労働時間外の訓練は支給対象外**となります。
- **訓練開始1か月以内**に「**訓練開始届**」の提出が**必須**になります。
- 有期実習型訓練をキャリアアップ型で実施する場合、**訓練計画届を提出する前にキャリアコンサルティングを受け**、訓練計画届にジョブ・カードを添付します。
- OFF-JT実施状況報告書（様式第7号（別添様式2-4a、2-4b、2-4c））とOJT実施状況報告（訓練日誌）（様式第7号（別添様式2-5））の様式が統合され、訓練受講者の記載欄は**手書き**で記入することになります。
- 有期実習型訓練の訓練計画届に添付する訓練カリキュラムの他に、月ごとの訓練実施予定を記載する「**訓練計画予定表**」が追加されます。
※ 訓練計画予定表は訓練カリキュラムで設定したOFF-JT、OJTについて月ごとの実施予定を記載します。

※ その他にも様式の簡素化、訓練ごとの様式の統一化などを予定しています。別途リーフレットにてご案内いたします。

その他のお知らせ

「キャリアアップ助成金」では、上記以外にも**平成28年4月1日での制度変更（コース名の変更等）を予定**しております。その他変更点については、別途リーフレットにてご案内いたします。

- **助成金制度については、要件等が変更になる場合がございますので、取組を実施する際には最新の要件等について事前に管轄の労働局またはハローワークへお問い合わせ下さい。**
- キャリアアップ助成金の支給要件等の詳細は、ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」（パンフレット）にも掲載しておりますので、ご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

○ ご不明点はお近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。